

お墓や仏壇、祭壇などは、お金には変えることができないものと考えられるため、非課税になると定められています。ただし、骨とう品としての価値があるなどの理由から投資の対象として持っている場合には相続税がかかります。また、国や地方公共団体、特定の公益法人への寄附など、公益性を考えて相続税をかけることがふさわしくないとされる財産にも、相続税はかかりません。

相続税がかからない資産とは？

相続税がかからない財産のうち主なものは次のとおりです。

- ① 墓地や墓石、仏壇、仏具、神を祭る道具など日常礼拝をしている物
※ただし、骨とう的価値があるなど投資の対象となるものや商品として所有しているものは、相続税がかかります。
- ② 宗教、慈善、学術、その他公益を目的とする事業を行う一定の個人などが相続や遺贈によって取得した財産で公益を目的とする事業に使われることが確実なもの
- ③ 地方公共団体の条例によって、精神や身体に障害のある人又はその人を扶養する人が取得する心身障害者共済制度に基づいて支給される給付金を受ける権利
- ④ 相続によって取得したとみなされる生命保険金のうち500万円に法定相続人の数を掛けた金額までの部分
※なお、相続税の対象となる生命保険金については相続税の対象になる死亡保険金で説明しています。
- ⑤ 相続や遺贈によって取得したとみなされる退職手当金等のうち500万円に法定相続人の数を掛けた金額までの部分
※なお、遺族が受け取る退職手当金、功労金については遺族の方が受け取る死亡退職金で説明しています。
- ⑥ 個人で経営している幼稚園の事業に使われていた財産で一定の要件を満たすもの
※なお、相続人のいずれかが引き続きその幼稚園を営むことが条件となります。
- ⑦ 相続や遺贈によって取得した財産で相続税の申告期限までに国又は地方公共団体や公益を目的とする事業を行う特定の法人に寄附したもの、あるいは、相続や遺贈によって取得した金銭で、相続税の申告期限までに特定の公益信託の信託財産とするために支出したもの（相法12、措法70、相令附則4）

国税庁HPより

相続税はプラスの財産に課せられ、非課税枠は相続する人数・みなし相続財産・マイナス財産などによって変動します。非課税枠に該当するケースがないか確認し、相続税の軽減に役立てましょう。

暦de来福

4月の最強開運日は・・・4月11日(木)

■天赦日■

天赦日とは、この日は、百神が天に昇り、天が万物の罪を赦(ゆる)す日とされ、「最上の大吉日」である。そのため、天赦日にのみ「万(よろづ)よし」とも注記される。天赦日は季節と日の干支で決まり、年に5回または6回ある。

*結婚、開業、引っ越し、宝くじの購入に最適日 *不成就日以外の悪日を打ち消します

■寅の日■

虎は「千里行って千里戻る」ということから、この日は旅立ちに良いとされます。そして、「お金を使っても戻ってしてくれる」という意味があります。

虎の縞模様は、金運の象徴と言われているから、お財布を買う、新調する、金運を上げるには大変効果的です。(ただし結婚、葬儀は不向きな日です。)

天赦日と寅の日、2つの日が重なる最強開運日が4月11日(木)です♪



ご存知ですか？いつ即位礼が行われるか

今上天皇のご退位が4月30日、皇太子殿下が新天皇にご即位なさる5月1日までまもなくです。では、「即位礼（そくいのれい）」がいつ行われるかご存知ですか？

即位礼（そくいのれい）：天皇が位につかれたことを公に告げられる儀式。

国事行為たる儀式。（皇室典範第24条）

①剣璽等承継の儀・②即位後朝見の儀・③即位礼正殿の儀・④祝賀御列の儀・⑤饗宴の儀から成る。

<2019年5月1日(水)>

- ① 剣璽等承継の儀（けんじとうしょうけいのぎ）
天皇が皇位を継承された証（あかし）として剣璽・御璽・国璽を承継される儀式
- ② 即位後朝見の儀（そくいごちょうけんのぎ）
天皇がご即位後初めて公式に三権の長をはじめ国民を代表する人々に会われる儀式

<2019年10月22日(火)>

- ③ 即位礼正殿の儀（そくいれいせいでのぎ）
天皇がご即位を公に宣明されるとともに、そのご即位を内外の代表がことほぐ儀式
- ④ 祝賀御列の儀（しゅくがおんれつのぎ）
天皇が即位礼正殿の儀の終了後、広く国民にご即位を披露され、祝福を受けられる儀式

<2019年10月22日(火)、25日(金)、29日(火)、31日(木)の4日間>

- ⑤ 饗宴の儀（きょうえんのぎ）
ご即位、立太子、ご結婚などを披露され、祝福を受けられる祝宴

即位の礼は一日で終わるのではなく、長い期間をかけて様々な儀式が行われるのですね。

殆どの儀式に一般人が参加できませんが、④の祝賀御列の儀は、祝賀パレードですので参列することができるそうですよ！

しずおかFPサービス column

家族信託（※注1）を活用した取り組みがさまざまな金融機関で始まっているようです。

千葉県京葉銀行では、家族信託の手続きを支援するサービスをこの4月からスタートします。支店でのヒアリング後に提携する専門家と信託契約書の作成、登記手続きをサポートします。

また、北海道の七十七銀行は認知症高齢者の家族を対象に不動産融資の取り扱いを商品化したようです。親が認知症になった場合に備えて、家族信託の手続きを行っている子供らが対象のサービスです。

今後、高齢社会が進んでいく中で資産を管理する方法として家族信託がますます利用されそうですね。

※注1 家族信託とは、ある目的（例：老後の生活支援、介護支援など）のために持っている不動産、貯金等の資産を信頼できる家族に託し、その管理・処分を任せる仕組みです

参考：日本経済新聞
(2019年3月26日版)

KONOIKE Co. 株式会社

KONOIKE は、お客様と社員が「夢」と「誇り」と「喜び」を共創できる素晴らしい会社を目指します。

□ 本社	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 455-0661 (代)	FAX: (053) 452-1930
□ 本店営業部	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 454-3723 (代)	FAX: (053) 454-9584
□ 静岡支店・特建部	〒422-8036	静岡市駿河区敷地1丁目5-15	TEL: (054) 269-5102 (代)	FAX: (054) 269-5103
□ 掛川支店	〒437-0039	袋井市・愛野東2丁目9-2	TEL: (0538) 45-0054 (代)	FAX: (0538) 43-7788
□ リニューアル部	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 455-1311 (代)	FAX: (053) 455-1312